最終更新日：2016年6月17日

株式会社ジーフット
代表取締役社長　堀江泰文
問合せ先：IR広報部 03(5566)8215
証券コード：2686
http://www.g-foot.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実を重要課題としております。また、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を図り、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。
支配株主との取引については、当社と関連を有しない他の当事者と同様に公正かつ適正な条件によって行っており、少数株主の保護に反することはないと認識しております。

（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）
1．当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
2．当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
(1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
(2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
(3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
(4) 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化します。
(5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。
なお、「コーポレートガバナンス基本方針」は当社ホームページに掲載しております。
http://ir.g-foot.co.jp/ja/policy/governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　議決権電子行使プラットフォーム、招集通知の英訳】
当社は、機関投資家等の株主構成の状況次第によっては議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。
現在の当社の株主構成においては、機関投資家比率、外国人株主比率ともに保有比率が低いことから、議決権行使の電子化や招集通知の英訳については、費用対効果の観点から実施する必要はないと判断しておりますが、今後株主構成等の変化・状況に応じて検討を進めます。

【補充原則3－1－2　英語での情報の開示・提供】
当社は、英語での情報開示について、現状の当社株主構成とその効果を勘案し、英語版ファクトブックのみの開示となっております。
現在の当社は、外国人投資家比率が低く、英語での情報開示・提供について、コストに見合う効果が見込めないため、現状では、更なる実施を予定しておりません。今後につきましては株主構成等の変化・状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性について分析・評価】
2016年度より、取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、また、取締役は、自らの取締役としての業績等について自己評価を実施することとしております。その結果の開示等につきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有上場株式の保有方針は、営業上の取引関係の維持、強化、連携による企業価値向上を目的としています。また、政策保有上場株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、営業上の取引関係と株式保有によるリターンを勘案して判断しています。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、当社が役員や主要株主と取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないよう、下記の体制を整備しております。
・関連当事者間取引については、重要なものは取締役会での承認を、そうでないものは取締役会に報告することとしております。また、当該取引に関する取締役を特別利害関係人相当として議決から除外するなど厳格な手続きによっております。
・なお、役員及び主要株主との取引については、定期的にその有無を確認しております。
また、関連当事者取引の取引内容及び取引条件等は、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1)経営理念は当社ホームページに、経営戦略、経営計画は決算説明会資料にて開示しています。
(2)「コーポレートガバナンス基本方針」を策定し、当社ホームページにて開示しています。
(3)役員の報酬等の決定につきましては、2016年度より透明性及び客観性を確保することを目的として「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役会に助言・答申することといたします。
(4)役員候補者の選任につきましては、2016年度より透明性及び客観性を確保することを目的として「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役会

に助言・答申することといたします。取締役候補者及び監査役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならず、また、監査役候補者のうち最低１名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならないとしています。
(5)取締役・監査役については、経歴、各人の見識・人格等を総合的に判断し、当社役員に相応しい候補者を選定しております。また、社外役員の選任理由は株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、「取締役会規定」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を、取締役会に付議すべき事項として定めています。また、「職務責任権限規定」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。
取締役会は原則毎月１回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。また、経営会議は経営全般及び店舗の出退店を始めとした営業全般について、機動的に意思決定を行うため開催しております。なお、執行役員制度を導入し業務執行の責任分担の明確化を図っております。概要は有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を２名選任しており、取締役会における独立した中立の立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。
なお、「3分の1以上の独立社外取締役の選任」に関する必要性について、現時点では必要ないと判断しておりますが、今後、当社の更なるグローバル展開を進める上で、今以上に多くの助言が必要になる場合、検討すべき事項であると認識しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や証券取引所が定める基準をもとに、「社外取締役の独立性に関する基準」を作成し候補者を選定しています。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。
「社外取締役の独立性に関する基準」については、本報告書の後記の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則４－11－１　取締役会の全体としての多様性】
当社の取締役会は、取締役が11名、監査役は4名で構成しています。
社外取締役は2～3名、監査役は全員社外監査役とすることを基本的な考え方としています。
業務執行取締役は、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ適切に選任しております。
社外取締役には、コンプライアンス、リスクマネジメント、弁護士等の多様な専門性を、社外監査役には公認会計士、弁護士、監督行政の経験者、コンサルタント、各種実務経験者等の企業経営の経験や高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的な立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しています。

【補充原則４－11－２　役員の兼任状況】
当社役員全員は他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役または監査役の業務に支障をきたさない体制となっています。
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【補充原則４－11－３　取締役会全体の実効性について分析・評価】
2016年度より、取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、また、取締役は、自らの取締役としての業績等について自己評価を実施することとしております。その結果の開示等につきましては、今後の検討課題といたします。

【補充原則４－14－２　取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、積極的に研修に参加し、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないこととし、取締役及び監査役を対象としたコーポレートガバナンス等の研修会を、必要に応じ、外部講師を招くなどして随時開催しております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示及び自主規制機関の要請する開示並びにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努めるとともに、株主と建設的な対話を行うものとしております。この際は、インサイダー情報の管理に配慮するとともに株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとしております。
当社では、IR担当取締役を選任するとともに、IR広報部をIR担当部署としています。
株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催するとともに、逐次、個人投資家説明会やスモールミーティングを実施しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	25,825,620	60.71
有限会社高田	900,000	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	780,400	1.83
イオンフィナンシャル株式会社	670,000	1.57
ジーフット社員持株会	541,260	1.27
イオンモール株式会社	520,000	1.22
ミニストップ株式会社	450,000	1.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	417,200	0.98
マックスバリュ西日本株式会社	375,000	0.88
服部健志	351,640	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	イオン株式会社 （上場:東京）（コード） 8267

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

イオン株式会社及びグループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しており、当社はイオン株式会社及びグループ各社から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
末松　学	他の会社の出身者											
柴田昭久	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末松　学	○	他の会社の取締役	経営監視機能の客観性及び中立性の確保のため。 他の会社の取締役である末松氏は、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため。
柴田昭久	○	弁護士	経営監視機能の客観性及び中立性の確保のため。 弁護士である柴田氏は、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬諮問委員会は、取締役・監査役の指名・選任および取締役の報酬の内容について取締役会に助言・答申を行い、透明性と客観性を確保することを目的に設置しております。
「その他」の2名は、独立社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は内部監査室及び会計監査人と相互に連携しており、監査役は社長との情報交換を随時行い、意見できる環境になっております。また、監査役会と会計監査人との間で必要に応じて監査報告会を開催しており、常勤監査役は内部監査担当者とともに、定期的に実施される店舗の内部監査に同行するなど連携を図り、必要に応じて連絡・報告等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
布施弘二	他の会社の出身者			△		△								
下山宏	税理士													
竹越亮	他の会社の出身者			△		△								
越山滋雄	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
布施弘二		常勤監査役(専任)	経営監視機能の客観性及び中立性の確保のため。
下山宏	○	税理士	経営監視機能の客観性及び中立性の確保のため。 税理士である下山氏は、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため。
竹越亮		兄弟会社の常勤監査役	経営監視機能の客観性及び中立性の確保のため。
越山滋雄	○	他の会社の常勤監査役	経営監視機能の客観性及び中立性の確保のため。 他の会社の常勤監査役である越山氏は、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

【社外取締役の独立性に関する基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性に関する基準を、以下に定める要件を満たした者と定義する。

1. 現在及び過去10年間、当社または当社子会社、親会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人(以下、業務執行者という)ではない者
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下に該当しないこと
(ア) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)、またはその業務執行者
(イ) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
(ウ) 当社の主要な借入先(総資産の2%以上の金額の借入先)の業務執行者
(エ) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者(当社または当社子会社との取引が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の取引先)またはその業務執行者
(オ) 当社の主要な取引先である者(その者との取引が、当社の年間売上高の2%以上の取引先)またはその業務執行者
(カ) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社または当社子会社より役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者
(キ) 非営利団体に対する当社または当社子会社からの寄付金が1,000万円以上で、かつ当該団体の総収入の2%以上の団体の業務執行者
(ク) 上記1及び(ア)～(キ)の配偶者または2親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

会社の収益状況に応じ、業績報酬を設定しております。
役員退職慰労金制度を廃止し、取締役(業務執行取締役でない取締役を除く。)については株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

社外取締役及び監査役に対する報酬等につきましては、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用しておりません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額を記載しております。社外取締役の報酬総額については(　　)書きしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の基本報酬及び業績報酬を含む年収総額については、経営内容、世間水準、職務経歴等とともに、従業員とのバランスを勘案した水準とするほか、各取締役の役位及び職務内容に応じて相当な金額としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役への連絡（取締役会の開催など）は総務部で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会を原則毎月１回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。また、経営会議は経営全般及び店舗の出退店を始めとした営業全般について、機動的に意思決定を行うため開催しております。なお、執行役員制度を導入し業務執行の責任分担の明確化を図っております。
内部監査においては、内部監査室が監査役と協力関係の下、各種規定に基づき、法令遵守、業務執行の健全性を含めて監査指導を行っております。
監査役は、常勤監査役を中心に、監査法人との連携の下、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。
当社の会計監査業務を執行する公認会計士は坂本一朗、大村広樹の2名であり、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由として、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの機能を通じ、十分に経営の透明性を確保できていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告VTRを作成し、株主総会での報告事項をわかりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、イオングループの決算説明会に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「IR情報」に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築は業務執行の基本にかかわる重要事項であると認識し、可及的速やかに実行すべきものとし、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目的としています。
当社は、取締役及び全社員へ企業倫理意識等を浸透をさせるため「リスク委員会」を設置しております。また、法令遵守の観点から、法令及び定款に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設けております。
リスク管理については、「リスク委員会」を設置し、損失の危険の管理等を行っております。「リスク委員会」の管理下に3つの小委員会を設置し、リスクマネジメント運用を担う体制を構築しております。「倫理違反調査小委員会」は懲戒に関する事例の検証及び対策等を行い、「コンプライアンス小委員会」はリスク管理及びコンプライアンスの啓蒙を行い、「クライシス対策小委員会」は災害対策及び事業継続計画等を策定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

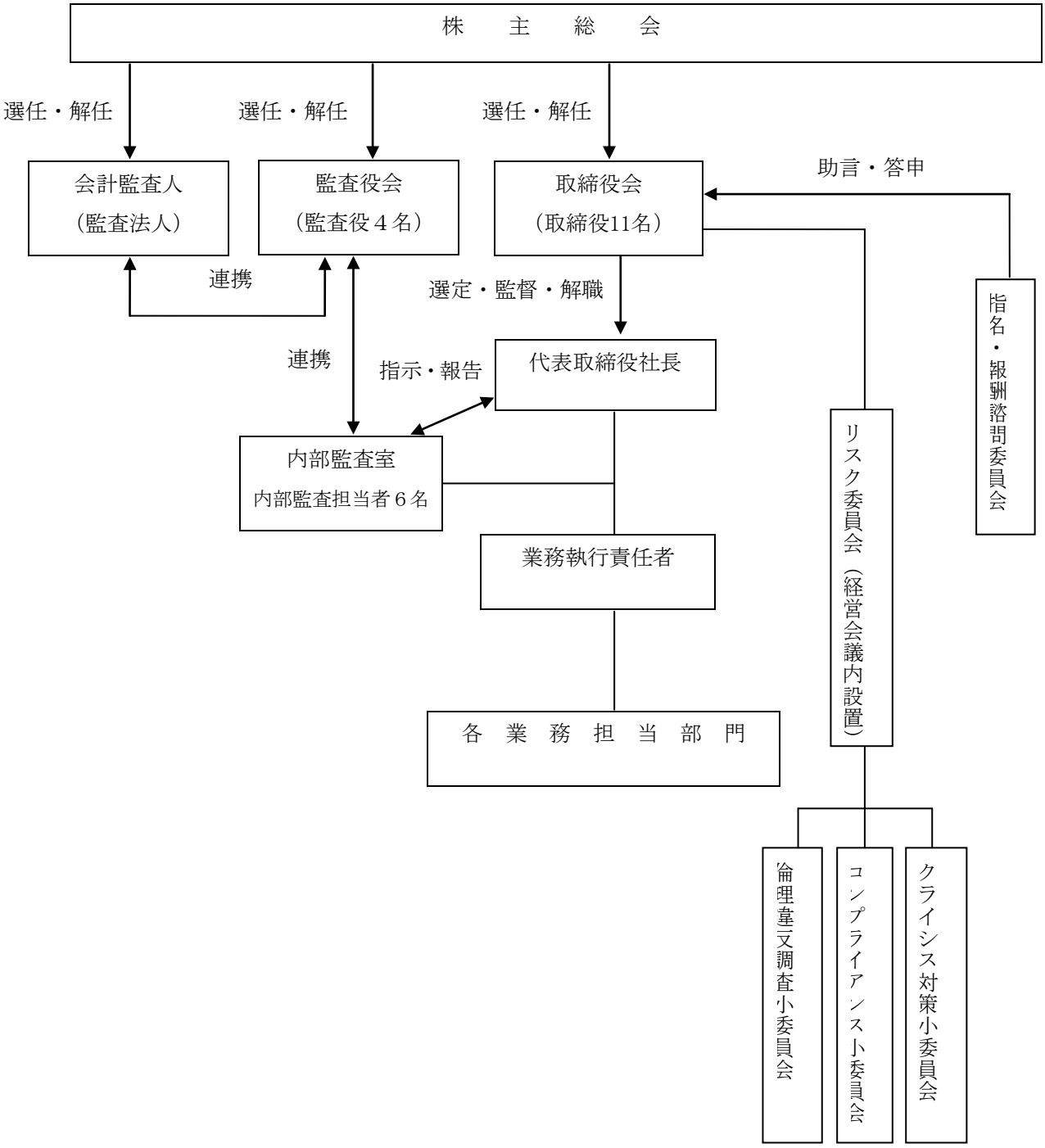
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

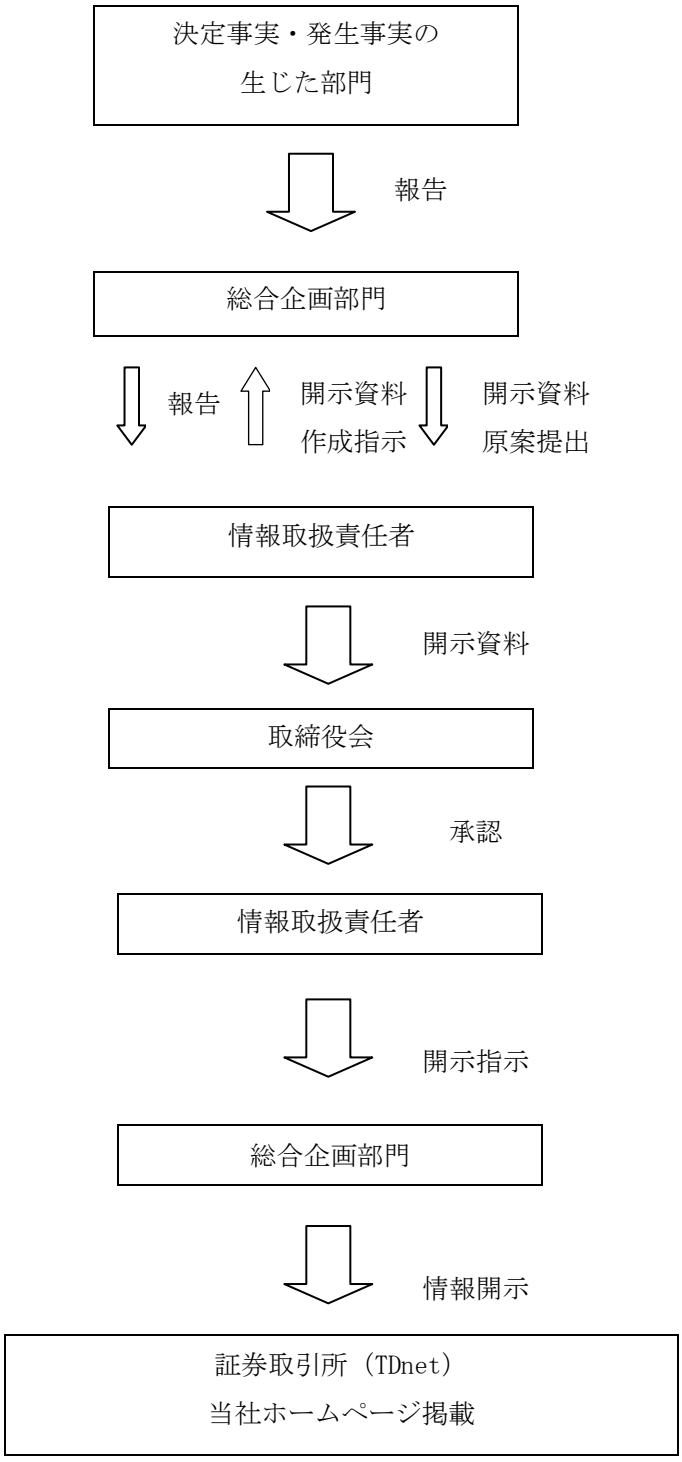
【適時開示体制の概要】
当社は、情報開示の正確性、公正性及び適時性を確保することに留意し、決定事項に関する情報、発生事項に関する情報及び決算に関する情報のうち金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則が要請される重要情報、並びに投資判断に影響を与えると思われる情報などについては、取締役会の承認をもって速やかに情報取扱責任者が開示することとし、情報開示は、証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム（TDnet）及び記者発表等によって行っております。併せて、株主が当社に関する主な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページに掲載しております。

【模式図】


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
（監査法人）
監査役会
（監査役４名）
取締役会
（取締役11名）
助言・答申
連携
選定・監督・解職
連携
指示・報告
代表取締役社長
内部監査室
内部監査担当者６名
業務執行責任者
各　業　務　担　当　部　門
リスク委員会（経営会議内設置）
指名・報酬諮問委員会
倫理違反調査小委員会
コンプライアンス小委員会
クライシス対策小委員会

【適時開示体制の概要】

(a)決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



(b)決算に関する情報の適時開示業務フロー

